

発議案第36号

労働基準法改正案の撤回を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年12月14日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	堀 口 明 子	㊟
賛成者	八千代市議会議員	伊 原 忠	㊟
	同	植 田 進	㊟
	同	三 田 登	㊟

提案理由

国に対し、労働基準法改正案の撤回を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

労働基準法改正案の撤回を求める意見書

安倍内閣は、長時間労働や不安定・低賃金の非正規雇用問題等について、安倍首相みずから議長を務める「働き方改革実現会議」で、今年度内にも実行計画をまとめ、実施するとしている。

しかし、「長時間労働の是正」、「同一労働同一賃金」、「非正規雇用と正規雇用の格差是正」などを掲げながら、その内容は労働者の生活と権利を根底から破壊する労働基準法の大改悪になっている。

例えば、長時間労働を是正するとして、労働基準法第36条を見直す一方、「特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）」を創設し、高度専門職の労働者は労働時間規制の対象外にされ、「労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定は適用しない」ことまで明記しようとしている。これが「残業代ゼロ法案」、「過労死促進法案」と批判される理由である。

国際労働機関（ILO）では、労働問題の立法や政策決定の際は、当事者である労働者（労働組合）と使用者の代表が参加し、政労使三者の代表による議論のうえで決めることを原則としている。ところが、「働き方改革実現会議」の構成員15名のうち、労働者代表は日本労働組合総連合会の神津会長1名のみであり、このような中での労働法制の改定論議では、労働者の健康も暮らしも権利も守られるはずはない。

「三者構成原則」にのっとり、真の「長時間労働の是正」、「同一労働同一賃金」、「非正規雇用と正規雇用の格差是正」のための改善を検討すべきである。

よって、本市議会は国に対し、現在検討中の労働基準法改正案の撤回を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月22日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様